

アジア地域金融協力について

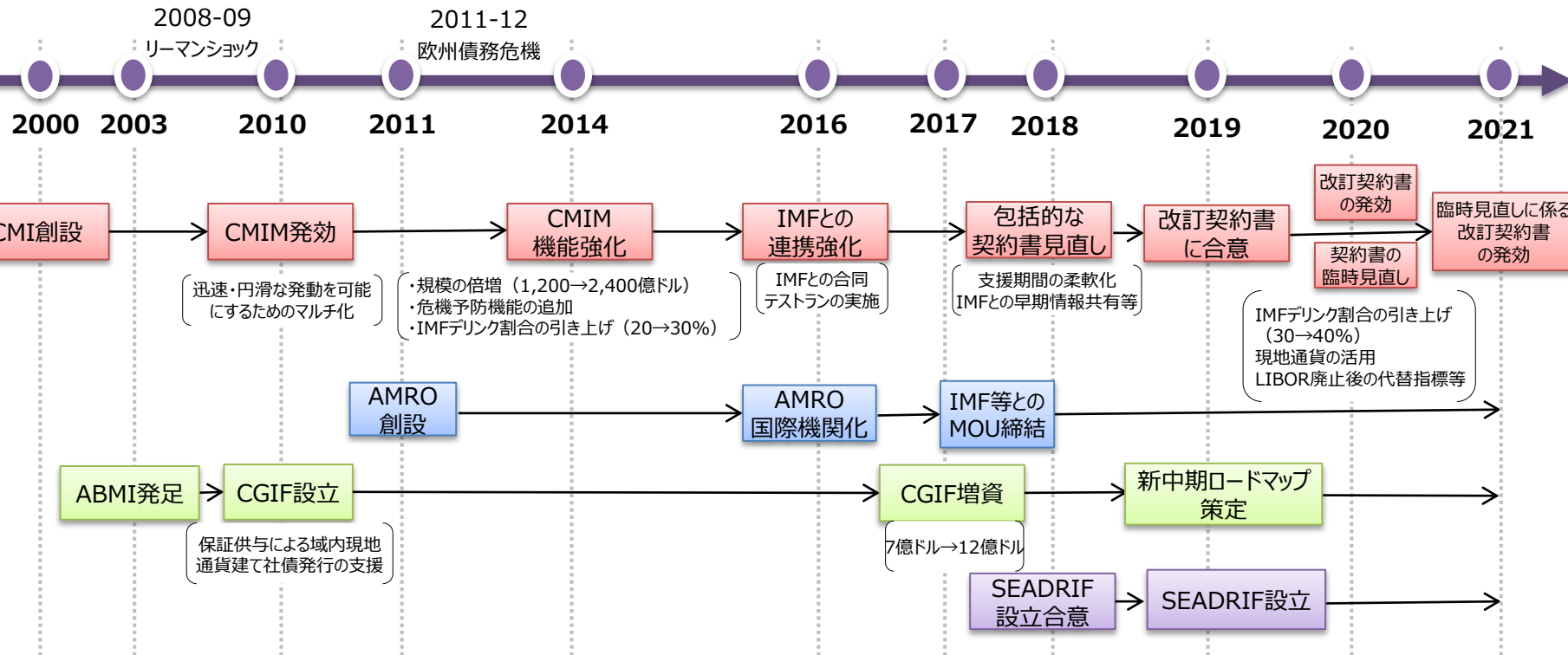
令和3年4月13日

財務省国際局

ASEAN+3地域金融協力

**1997-98
アジア通貨危機**

**第1回ASEAN+3
財務大臣会議(1999)**
※中銀総裁は
2012年から参加



【ASEAN+3地域金融協力】

- (1) チェンマイ・イニシアティブ（**CMIM**：Chiang Mai Initiative Multilateralisation）
金融危機の地域的な連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国が融通する枠組み
- (2) ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（**AMRO**：ASEAN+3 Macroeconomic Research Office）
ASEAN+3地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともにCMIMの実施を支援する国際機関
- (3) アジア債券市場育成イニシアティブ（**ABMI**：Asian Bond Markets Initiative）
域内における現地通貨建て債券発行を促進し、域内の貯蓄を域内の投資に結び付ける取組
- (4) 東南アジア災害リスク保険ファシリティ（**SEADRIF**：Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）
保険スキームを活用してASEAN地域での自然災害発生時の支援資金を供与する枠組み

チェンマイ・イニシアティブ (CMIM)

概要

- アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備から融通するもの。
- 危機が生じた国から要請があった場合に（「危機対応」）、その国の通貨と要請を受けた国が保有する外貨準備を交換（「通貨スワップ」）。

これまでの経緯

1. CMIの合意・マルチ化

- 2000年5月、ASEAN+3財務大臣会議（於：チェンマイ）において、二国間通貨スワップ取極のネットワークであるチェンマイ・イニシアティブ（CMI）に合意。2010年3月、マルチ化契約（CMIM）に移行。

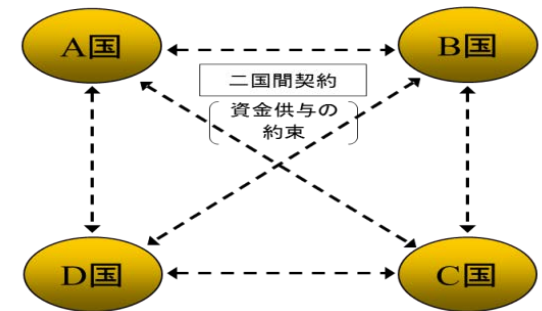
2. CMIMの機能強化

- 2014年7月、CMIM機能強化のための改訂契約が発効。
 - CMIMの全体規模の倍増（1,200億ドル→2,400億ドル）
 - 危機予防機能の導入
 - IMFデリンク割合の引上げ（20%→30%）

3. CMIMの定期見直し・臨時見直し

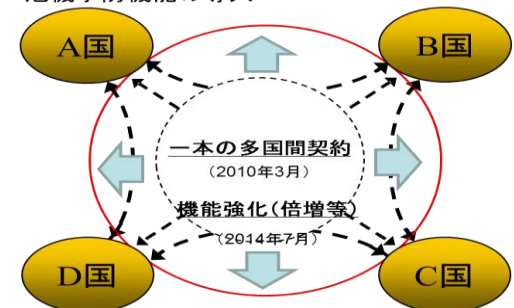
- 2020年6月、コンディショナリティの法的基礎の明文化やIMFとの連携強化等を追記した改訂契約が発効。
- 2020年9月のASEAN+3財務大臣・中銀総裁会議において、以下の内容等を盛り込んだ改訂契約書案を承認し、2021年3月に発効。
 - IMFデリンク割合の引き上げ（30→40%）
 - 現地通貨の活用
 - LIBOR廃止後の代替指標

【CMI】(2000年5月合意)
・複数の二国間取極(8か国間、16本の取極)
・発動時には、二国間で各国の外貨準備を融通



【CMIマルチ化】(2010年3月～)
・一本の多国間取極
・発動時には、二国間で各国の外貨準備を融通

【機能強化】(2014年7月～)
・規模倍増(1,200億ドル→2,400億ドル)
・危機予防機能の導入



【2020年の共同議長国として日本が果たした役割】

- ASEAN+3において、日本は、唯一G7・G20双方に参加。過去の金融危機への対応経験もあり、IMFを中心とした国際金融システムに関する議論とCMIM等の地域金融協力の議論の橋渡しができる立場。
- 議長国として、潜在的な資金の出し手としての自国の利害を超えて、潜在的な借り手であるASEANの意向にも寄り添いつつ、地域全体の安定を見据え、積極的に議論をリード・取りまとめ。

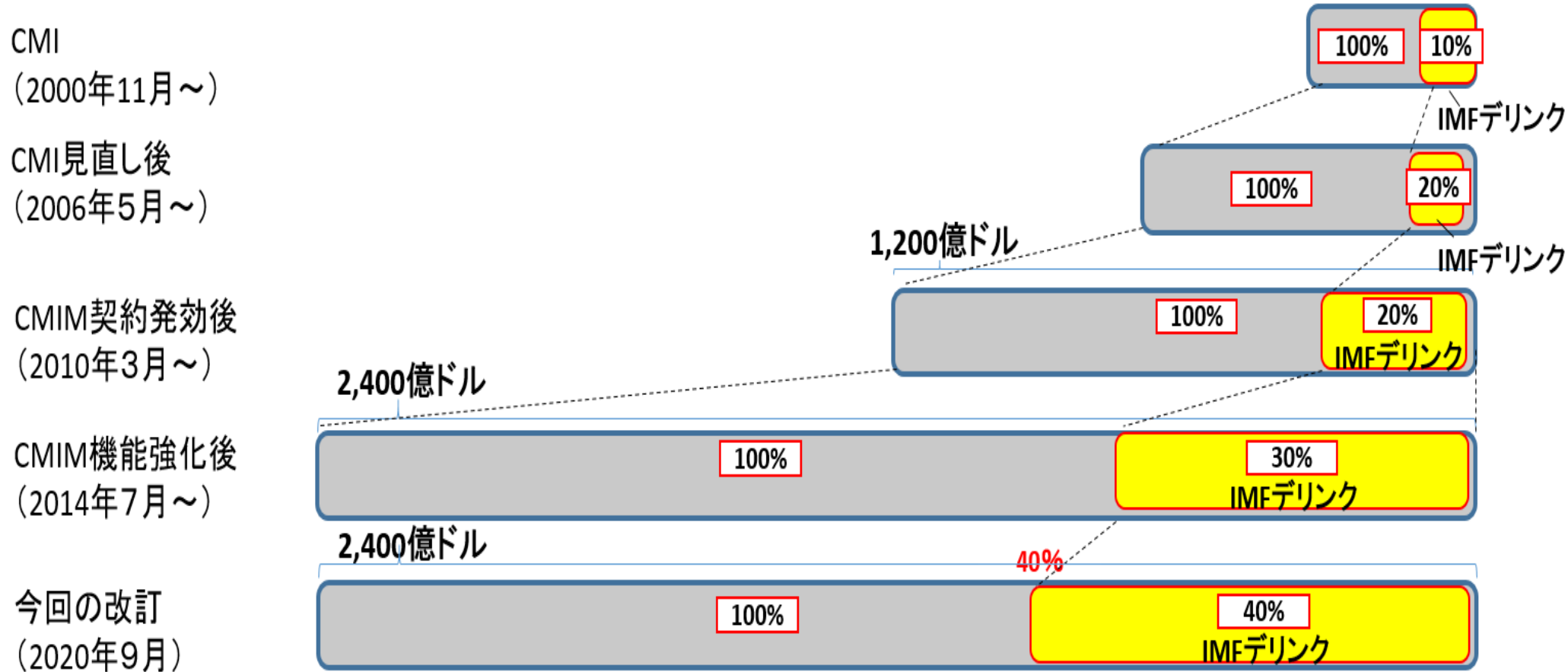
【2020年9月の大臣・総裁会合の主な成果】

- 日・越共同議長下で、CMIM強化・発動に関する一連のルール整備を加速。これを受け、同会合では以下を合意。
 - ①IMFデリック割合の引き上げ（30%→40%）等に最終合意（契約書改訂を承認）
 - ②代理間で合意されたコンディショナリティ枠組みに関する指針を歓迎 等

⇒立ち上げから20年、マルチ化から10年を迎えるCMIMがさらに強化されるとともに、CMIM発動に関するルール整備が完成。必要となった場合に円滑に発動できる体制に。

(参考) IMFデリンク割合 (IMFプログラム無しでも発動可能な割合) の推移

※IMFの補完としてのCMIMの位置づけ等を踏まえると、今般の40%への引き上げが一つの大きな区切り



ASEAN+3地域金融協力における今後の主な課題

○ CMIM契約書改訂を踏まえたCMIM運用ガイドラインの改訂

- 現地通貨建ての支援に係る手続の具体化
- LIBOR代替指標の選定 等

○ CMIMの更なる制度改善の検討

○ ASEAN+3における（CMIM・AMRO・ABMIに続く）新しい取り組みの検討（注）

（注）2019年5月のASEAN+3大臣・総裁会議（於 フィジー）において、共同議長国（中国・タイ）の提案で、ASEAN+3財務プロセスにおける既存の取組の深化、地域の成長と統合に資する新しい取組の検討開始を内容とした文書『ASEAN+3財務プロセスの戦略的方向性』を採択。当該文書を踏まえ、潜在的な新しい取組について検討するための5つのスタディ・グループ（SG）が設立。現在、各SGにより取りまとめられた報告書を元に、今後の方向性について議論。

※スタディ・グループ（SG）のテーマ

SG1：現地通貨利用促進（タイ中銀が主導） SG2：インフラファイナンス（シンガポール財務省が主導）

SG3：域内マクロ経済の安定化に資する新ファシリティの検討（中国財政部が主導）

SG4：自然災害への財務強靱性強化（日本財務省が主導） SG5：フィンテック（韓国企画財政部が主導）

【概要】

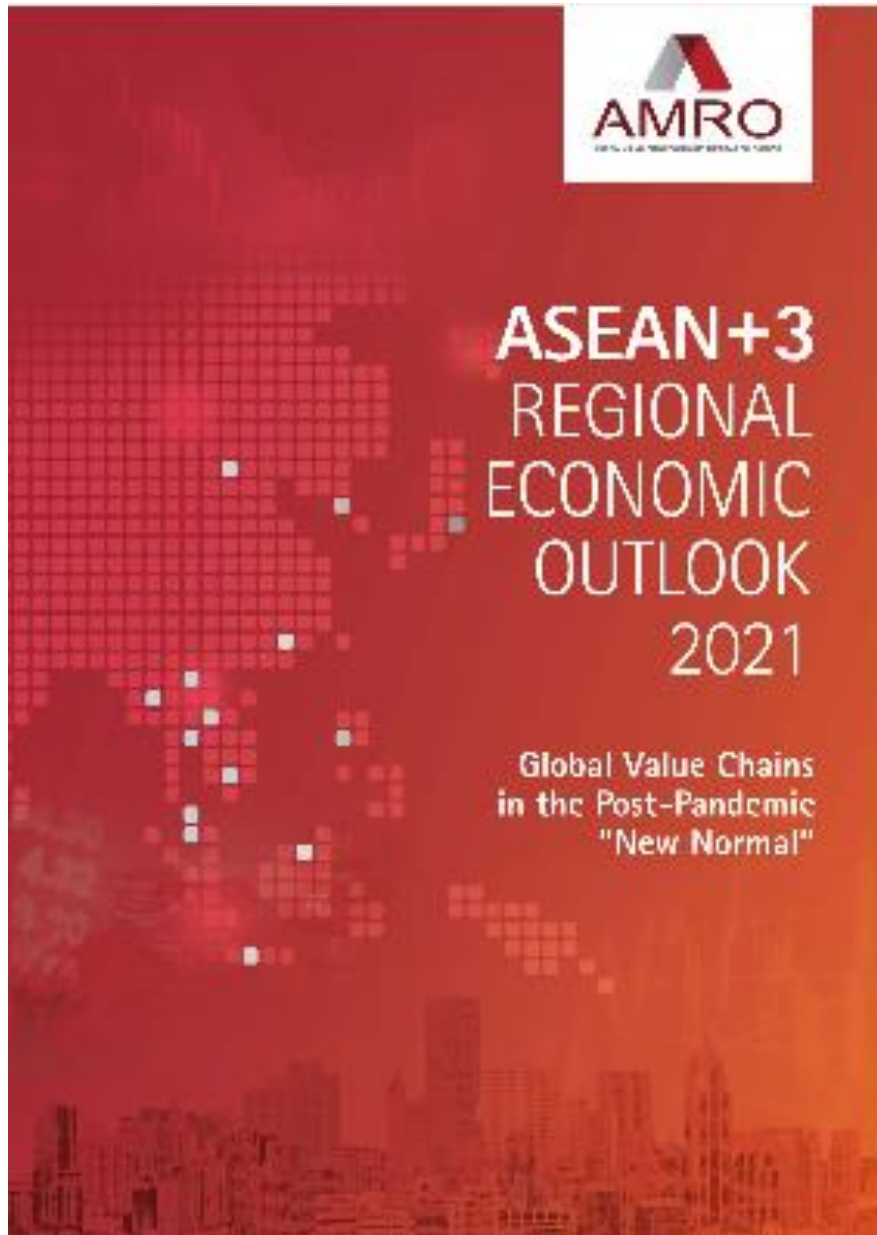
- ASEAN+3地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともに、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の実施を支援する国際機関。
- リーマンショック後の2009年2月、ASEAN+3財務大臣会議（於：プーケット）にて、域内のサーベイランスユニットの設立について合意され、2010年5月のASEAN+3財務大臣会議（於：タシケント）でAMROとしてシンガポールに設置することに合意。2011年4月にシンガポール法人として設立され、2016年2月に国際機関化。
- 所長は、土井 俊範（どいとしのり）氏（任期3年間：2019年5月～2022年5月）
- 職員数は66名（2020年12月末時点）

【AMROの役割】

- ASEAN+3 域内経済のリスクを早期に発見し、改善措置の速やかな実施に関する提言を行い、CMIMの効果的な意思決定に貢献し、その発動プロセスを支援することを目的とする。

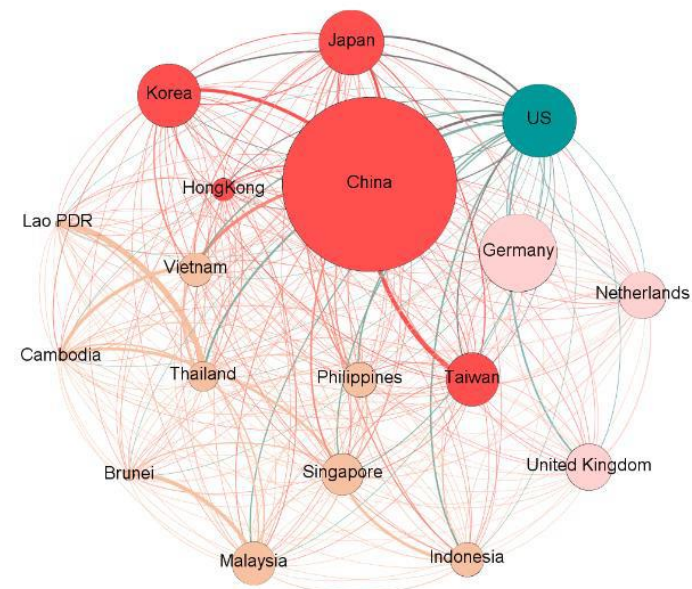
【直近の動向】

- ① サーベイランス能力強化
サーベイランス担当人員の拡充や、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの積極的な活用。
- ② CMIM支援
CMIM契約書の、定期的な見直し作業（Periodic Review：2018年）、臨時見直し作業（Ad-hoc review：2020年）を補助。
- ③ コロナ危機時における積極的な情報発信
コロナ危機の影響や政策対応に関するウェビナーの開催や公表物の発表。



【目次】

- Chapter 1
Macroeconomic Prospects and Challenges
(マクロ経済の見通しと課題)
- Chapter 2
Global Value Chains in the Post-Pandemic
“New Normal”
(パンデミック後の「ニューノーマル」におけるグローバル・バリュー・チェーン)



アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI : Asian Bond Markets Initiative)

2003年8月、ASEAN+3財務大臣会議（於：マニラ）にて合意した、ASEAN+3域内の現地通貨建て債券市場の育成に向けた取組。

- アジア諸国において、二重のミスマッチ（ドル等の外貨を海外から短期借入れ、本国通貨建てで国内の長期融資を実施）の存在がアジア通貨危機の一因となったことから、このミスマッチを解消し、**アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へ活用**する観点から取組開始。

CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility

- 2010年設立。債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、現地通貨建て債券発行を円滑化することを目的としたファシリティ。
- 2017年、授權資本額12億ドル（+5億ドル）とする増資案が成立。保証残高の上限額を30億ドルに拡大。
- 2021年1月末現在、累積保証残高は22.6億ドル相当（31社）

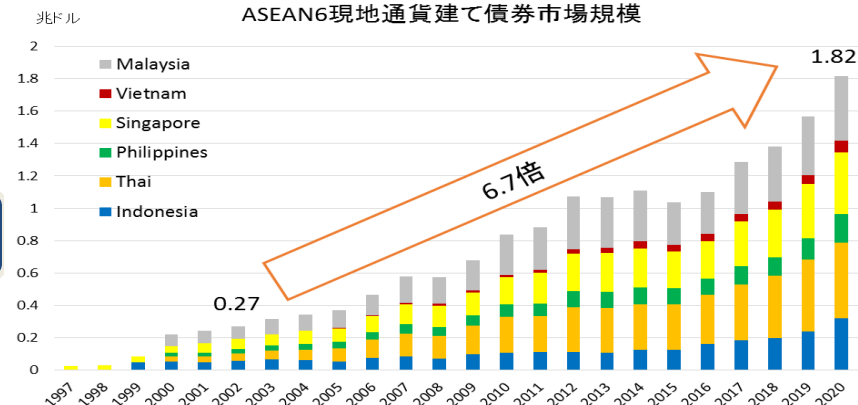
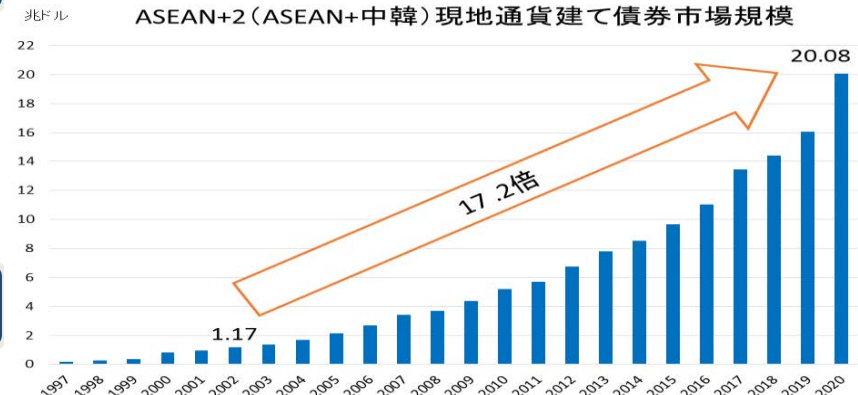
ABMF: ASEAN+3 Bond Market Forum

- 2010年設立。市場慣行や規制の調和を議論するための官民の専門家が議論する場を提供。
- 域内でのクロスボーダー債券取引促進のため、債券発行手続きの共通化を図る取組みである、AMBIF(ASEAN+3 Multi-currency Bond Issuance Framework)を推進。
- 2018年5月、非ASEAN+3国をABMFに参加するためのGeneral Principlesを策定、モンゴルの参加が承認。

CSIF : Cross-border Settlement Infrastructure Forum

- 2013年設立。域内のクロスボーダー決済インフラの促進を目的。
- 2018年、日銀-香港金融管理局間で、資金・証券決済システムの相互接続（クロスボーダーDVPリンク）に向けたシステム開発が決定。2021年4月1日に運用開始。

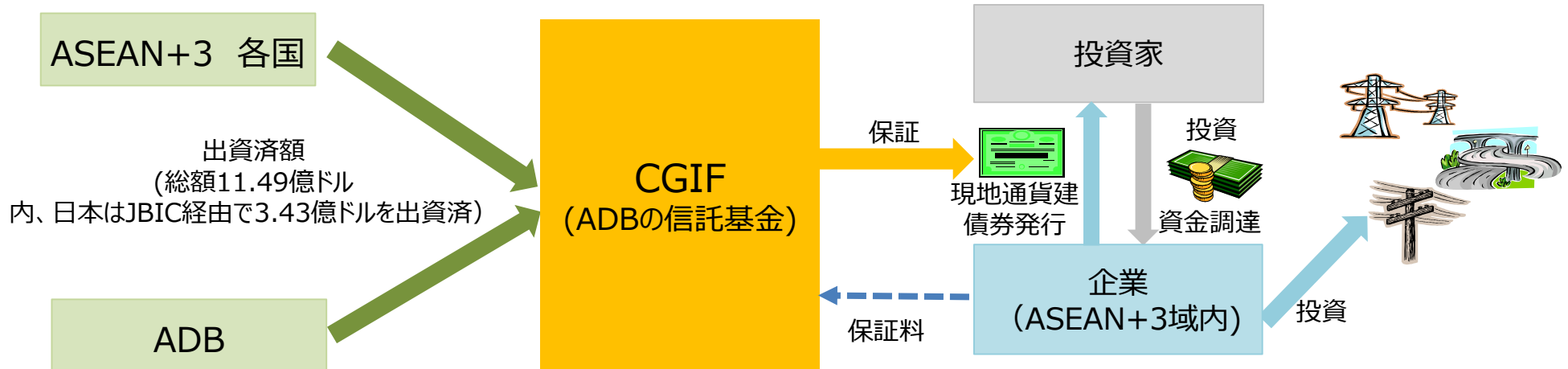
域内の現地通貨建て債券市場は ABMI開始以降急速に拡大



信用保証・投資ファシリティ

(CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility)

- CGIFは、ASEAN+3域内で、ABMIの取組の一つとして、債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、現地通貨建債券発行を円滑化することを目的としたファシリティ。
- 2010年11月、当初7億ドル規模で、ADBの信託基金として設立。Standard & Poor'sからAAの格付を取得。
- 2013年11月、保証残高の上限額を資本額の2.5倍(17.5億ドル)に拡大。
- 2017年12月、授權資本額を12億ドル(+5億ドル)とする増資案が成立。
- 2019年8月、中国輸銀のMs. Sun Guiyingが、西村潔氏(2011年10月～2019年7月)に代わって最高経営責任者(CEO)に就任。
- 2021年1月末時点の保証残高は22.6億ドル相当(31社)。



ASEAN各国との二国間の金融協力の枠組み

【概要】

- ASEAN各国とは二国間の文脈でも様々な形で対話を実施。特に、2013年5月、日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本とASEAN5か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）は、二国間金融協力の強化等を議論するため、審議官級の合同作業部会（Joint Working Group : JWG）を各国ごとに設置することに合意。

【直近の開催実績・アジェンダ】

- 日フィリピンJWG（2021年2月19日開催：ヴァーチャル形式）
 1. ASEAN+3 地域金融協力
 2. 二国間通貨スワップ取極
 3. 金融規制緩和要望
 4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題
 5. 金融セクターのデジタル化
- 日インドネシアJWG（2021年3月10日開催：ヴァーチャル形式）
 1. マクロ経済概況
 2. ASEAN+3 地域金融協力
 3. 現地通貨の利用促進
 4. 金融セクターのデジタル化

アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約当事者	日本財務省 と インドネシア 中央銀行	日本財務省 と フィリピン中央銀行	日本財務省 と シンガポール 通貨監督庁	日本財務省 と タイ中央銀行	日本財務省 と マレーシア 中央銀行	日本財務省 と インド準備銀行
契約日	2018.10.14	2017.10.6	2018.5.21	2018.7.23	2020.9.18	2019.2.28
双方向／片方向	片方向	双方向	双方向	双方向	双方向	双方向
使用通貨	米ドル・日本円 ⇔ルピア	米ドル・日本円 ⇔ペソ (比要請時) 米ドル⇔日本円 (日本要請時)	米ドル・日本円 ⇔星ドル (星要請時) 米ドル⇔日本 円 (日本要請 時)	米ドル・日本円 ⇔バーツ (泰要請時) 米ドル⇔日本円 (日本要請 時)	米ドル⇔リンギッ ド (馬要請時) 米ドル⇔日本円 (日本要請 時)	米ドル⇔ルピー (印要請時) 米ドル⇔日本円 (日本要請 時)
スワップ額	日→尼 227.6億ドル相当	日→比 120億ドル相当	日→星 30億ドル相当	日→泰 30億ドル相当	日→馬 30億ドル相当	日→印 750億ドル
	—	比→日 5億ドル	星→日 10億ドル	泰→日 30億ドル	馬→日 30億ドル	印→日 750億ドル

インドネシアとの現地通貨の利用促進のための協力枠組みの概要

報道発表

令和2年8月31日
財務省

インドネシア中央銀行と現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを設立しました

本日、日本財務省とインドネシア中央銀行は、日本とインドネシア間の貿易及び直接投資の決済における現地通貨の利用を促進するための協力枠組みを設立しました。この枠組みは、2019年12月に日本財務省とインドネシア中央銀行の間で締結された、現地通貨の利用促進に係る協力覚書（Memorandum of Cooperation）に基づいたものです。

この枠組みは、日本とインドネシアにおける貿易及び直接投資において、現地通貨の一層の利用を促す継続的な取組みの一環であり、日本財務省とインドネシア中央銀行の二国間金融協力を強化する重要な通過点となるものです。新たな枠組みには、現地通貨利用促進のための各種規制緩和や、日本円とインドネシアルピアの直接のレート表示が含まれます。

この枠組みを推進するため、以下の銀行が指定クロスカレンシー取引仲介者（Appointed Cross Currency Dealer（ACCD））に選定されており、本枠組みに基づく日本円とインドネシアルピアの取引に協力していきます。

〈インドネシア〉

- ・ MUFG Bank, Ltd., Jakarta Branch
- ・ PT. Bank BTPN, Tbk
- ・ PT. Bank Central Asia (Persero), Tbk
- ・ PT. Bank Mandiri (Persero), Tbk
- ・ PT. Bank Mizuho Indonesia
- ・ PT. Bank Negara Indonesia (Persero), Tbk
- ・ PT. Bank Rakyat Indonesia (Persero), Tbk

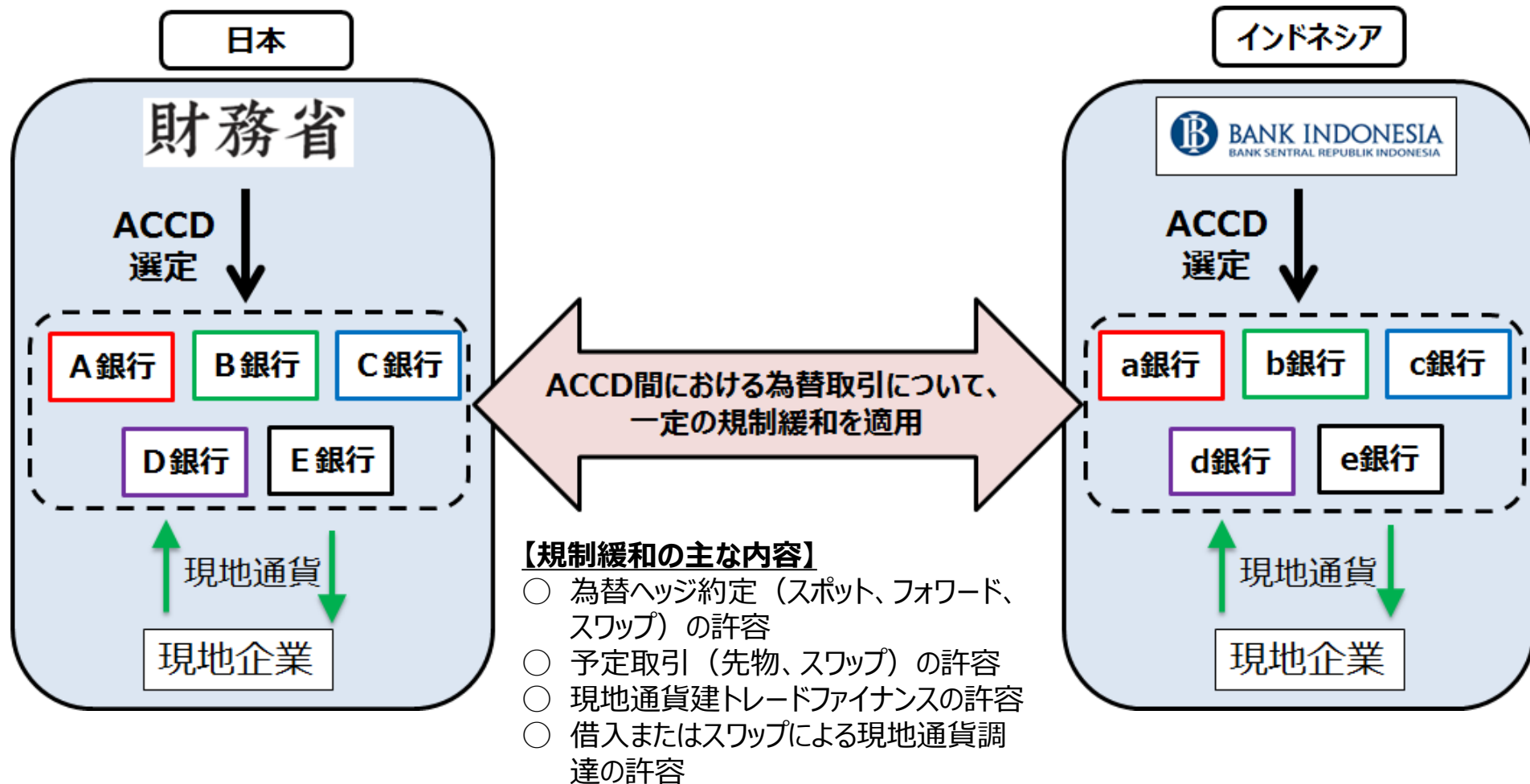
〈日本〉

- ・ ピーティー・バンクネガラインドネシア（ペルセロ）・ティービーケー 東京支店
- ・ 株式会社 みずほ銀行
- ・ 株式会社 三井住友銀行
- ・ 株式会社 三菱UFJ銀行
- ・ 株式会社 りそな銀行

日本財務省とインドネシア中央銀行は、この新しい枠組みが、両国間の貿易及び直接投資の現地通貨を用いた決済促進に貢献すると考えております。なお、この取組は2020年8月31日に発効します。

インドネシアとの現地通貨の利用促進のための協力枠組みの概要（参考）

日本・インドネシア両国で、参加銀行をACCD(Appointed Cross Currency Dealer)として認定。ACCD間における為替取引について、一定の規制緩和を適用することで、現地通貨の直接取引を促進。



など

日銀-香港金融管理局（HKMA）間のクロスボーダーDVPリンクの概要

- 日銀が運営する日本国債の決済システム（日銀ネット国債系）と、HKMAが運営する香港ドルの即時決済システム(CHATS) をクロスボーダーでリンクさせるもの。

※ABMIの活動の一環として、ASEAN+ 3 域内各国の中銀・証券決済機関を交えて決済インフラの整備について議論している「クロスボーダー決済インフラ・フォーラム（CSIF）」の下で検討が進められてきたもの。

- これにより、日本国債を担保に香港ドルを調達する取引（外貨建てレポ）について、中央銀行等の口座を用いたDVP(Delivery Versus Payment)決済*が可能となり、決済の安全性が確保される。

*資金の支払いが行われる場合にのみ証券が受渡されること。

- 2018年4月の検討開始以後、日銀・HKMA間で運転試験等を行ってきたが、2021年4月1日、本格運用が開始（同日付で、日銀及びHKMAより公表）

